

大阪 MICE 推進会議 規約

(名称)

第 1 条 本会議は、大阪 MICE 推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 推進会議は、「大阪 MICE 誘致戦略（令和 5 年 3 月策定）」に基づき、世界水準の MICE 都市の実現をめざして、オール大阪による戦略的な MICE 誘致を促進することを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) オール大阪で取り組む MICE 誘致の方向性の協議
- (2) 大阪 MICE 誘致戦略の進捗確認
- (3) 大阪観光局の活動等（大阪 MICE 誘致戦略委員会を含む）に関する意見交換
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(組織)

第 4 条 推進会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を加えることができる。

議 長	大阪府 府民文化部長
副 議 長	大阪市 経済戦略局長
議 員	大阪府・大阪市 IR 推進局長
	大阪商工会議所 専務理事
	公益社団法人関西経済連合会 専務理事
	一般社団法人関西経済同友会 常任幹事・事務局長
	公益財団法人大阪観光局 理事長

2 前項に規定する議長及び副議長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 議 長 推進会議を代表し、会務を総括する。
- (2) 副議長 議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 構成員の役割は、議長が別に定める。

4 構成員の任期は、選任の日から、推進会議が解散するまでの日とする。

(会議)

第 5 条 会議は、議長が招集する。

2 会議は、原則として、7 月と 12 月の年 2 回開催する。ただし、必要がある

場合には、臨時にこれを開催することができる。

- 3 会議に構成員がやむを得ず出席できない場合は、構成員が属する団体から、当該構成員が指名する者をもって代理出席させることができる。
- 4 会議には、議長が必要と認める場合において、関係者の出席を求めることができる。
- 5 会議は、書面により開催することができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、大阪府府民文化部、大阪市経済戦略局及び公益財団法人大阪観光局内に置く。
- 3 事務局の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定めることができる。

(附則)

この規約は、令和8年4月1日から施行する。